

旅行サービス手配業(ランドオペレーター)登録制度の概要

平成30年1月4日以降は、旅行サービス手配業(ランドオペレーター)の業務を行うためには、各都道府県での登録が必要です。

千葉県に主たる営業所のある旅行サービス手配業者の方の登録の申請先は千葉県になりますので、事前にお電話でご予約の上、千葉県商工労働部観光政策課までお越しください。(もしくは電子申請)

登録に係る必要な書類等は千葉県商工労働部観光政策課のホームページ内でダウンロードすることができます。以下のアドレスからご確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kankou/tetsuzuki/shigoto-sangyou/shoukougyou/ryokousa-bisutehai.html>

※旅行サービス手配業とは？

旅行サービス手配業とは、報酬を得て、旅行者(外国旅行者を含む)の依頼を受けて、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理契約・媒介・取次(取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く)を行うことです。

- (1)旅行サービス手配業を営もうとする者は、旅行サービス手配業を行う主たる営業所の所在地を管轄する知事の登録を受ける必要がある。(旅行業法第23条及び同法施行規則第42条)
- (2)旅行サービス手配業の登録を受けようとする者は、申請書その他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付して申請しなければならない。(旅行業法第24条)

※登録をせずに旅行サービス手配業の営業活動を行うと、無登録営業として、法律により処分されます(旅行業法第74条)

旅行サービス手配業の登録について(注意事項)

1. 既に第2種又は第3種旅行業の登録をしている事業者が、ランドオペレーター業務(旅行者のための運送、宿泊等の手配)を行う場合は、旅行サービス手配業の登録は必要ありません。地域限定旅行者も旅行サービス手配業務を行うことができますが、隣接市町村及び観光庁長官の定める区域を超えて旅行サービス手配業務を行う場合には、旅行サービス手配業の登録を受ける必要があります。また、旅行者代理業者が所属旅行者以外の旅行者に依頼により、旅行サービス手配業を行う場合は、旅行サービス手配業の登録が必要です。
2. 既に旅行業の登録をしている事業者は主たる営業所及びその他の営業所においては、「(総合又は国内)旅行業業務取扱管理者」が選任されているため、ランドオペレーター業務(旅行者のための運送、宿泊等の手配)を行う場合において、「旅行サービス手配業務取扱管理者」を選任する必要はありません。
3. 旅行サービス手配業務取扱管理者の資格取得として、法律で研修の受講を義務づけています。旅行業務取扱管理者の資格をお持ちでない場合、申請前に研修を受講し、申請時に修了書(写)を提出していただく必要があります。